

自然災害発生及び警報発表・避難情報発令時等に伴う学校の対処

浜松市教育委員会・浜松市立西気賀小学校 [Tel 5 2 3 - 0 1 4 2]

1 地震発生に伴う対処

北区	登校前	在校時	下校手段
震度4以下を観測	原則 開校	原則 活動継続	原則 通常通りの下校
*被害状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。			
震度5弱以上を観測	午前6時の時点で休校	活動中止・避難 →一旦留め置き	安全が確認された後、 引き渡し又は職員引率による集団下校

2 南海トラフ地震に関連する情報発表に伴う対処

	登校前	在校時	下校手段
定例に関する情報	開校	活動継続	通常通りの下校
臨時に関する情報	午前6時の時点で 原則 開校	原則 活動継続	原則 通常通りの下校

【補足】臨時に関する情報が発表された場合について

- ・臨時に関する情報において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合、教育委員会と学校間で協議し「休校・活動中止」の可否について判断することがあります。その場合は、学校から家庭に連絡します。

3 津波警報等発表に伴う対処

	登校前	在校時	下校手段
津波注意報	原則 開校	原則 活動継続	原則 通常の下校
*状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。			
津波警報 大津波警報	午前6時の時点で休校	活動中止・避難 →一旦留め置き	警報が解除され、安全が確認された後、 引き渡し、又は職員引率による集団下校

4 気象情報発表に伴う対処

遠州南・浜松市南部	登校前	在校時	下校手段
その他の警報 注意報 防災情報	原則 開校	原則 活動継続	原則 通常通りの下校
*状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。			
暴風警報等又は 特別警報(※)	午前6時30分の時点で休校	台風又は急速に発達する低気圧 接近前に、下校	状況に応じて、 引き渡し、職員引率による集団下校、又は集団下校

【補足】休校となる対象は、以下の警報や特別警報です。

警報	特別警報
暴風、暴風雪、大雪、高潮	暴風、大雨、暴風雪、大雪、高潮

5 避難情報発令に伴う対処

対象となる避難情報・・・「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」

「警戒レベル4 避難勧告、避難指示（緊急）」

「警戒レベル5 災害発生情報」

(1) 外水はん濫（※川の水が堤防から溢れる、又は川の堤防が破堤した場合に起こる洪水）

対象発令内容	「都田川」細江地区又は細江町（下村）に避難情報が発令		
	登校前	在校時	下校手段
避難情報	午前6時30分の時点で 休校	活動中止 ⇒一旦留め置き	安全が確認された後、引き渡し、職員引率による集団下校、又は集団下校

(2) 土砂災害

対象発令内容	細江地区に避難情報が発令		
	登校前	在校時	下校手段
避難情報	午前6時30分の時点で 休校	活動中止 ⇒一旦留め置き	安全が確認された後、引き渡し、職員引率による集団下校、又は集団下校

6 暴風（竜巻）や事故等の影響による停電発生に伴う対処

	登校前	在校時	下校手段
学校が停電となった場合	午前6時30分の時点で <u>原則</u> 休校	<u>原則</u> 活動中止	安全が確認された後、引き渡し、職員引率による集団下校、又は集団下校

【補足】登校前の対処について

停電時においても、学校生活における環境条件が整い、かつ子供の登下校時の安全が確保することができる場合は、開校（通常通り、始業時刻を遅らせる等）とする場合があります。

7 お願い

(1) 緊急時や災害発生時には、学校から保護者へ連絡をすることができない場合があります。自宅周辺が自然災害等の影響で危険な状況にあり、「子供が安全に登校することができない」と保護者が判断した場合は、子供を登校させずに自宅等で子供の安全を確保してください。

その際、連絡が取れる状況となった後、学校に連絡をお願いします。

(2) 登下校中に自然災害が発生した際の避難する場所を、家族で話し合い決めておきましょう。

	家に近いとき	中間点	学校に近いとき
避難する場所			

(3) 学校で利用している「さくら連絡網」は、通常の連絡だけでなく、学校からの緊急連絡や災害時の安否確認などにも利用します。まだ登録をしていないご家庭につきましては、学校からの連絡を確実に受け取っていただくためにも、登録をお願いします。